

【重要】留学生の皆さんへ：身分異動（休学、復学、退学）について

グローバル推進室 2021年7月

休学・復学・退学を希望する留学生（在留資格「留学」を所有している）は、まず指導教員に相談してから、下記の手続きを行う必要があります。

1. 身分異動の各種申請書類（休学願、復学願、退学願）を提出する必要があります。
提出先及び問い合わせ窓口は、各キャンパス事務室（八景キャンパスは教務担当）になります。
休学願、復学願、退学願提出後に教授会で審議し、許可された場合はそれぞれの許可証が発行されます。審議から許可証発行までに約2か月かかりますので、余裕を持って申請をしてください。
（詳しくは各キャンパス事務室（八景キャンパスは教務担当）にお聞きください）
2. 身分異動（休学、復学、退学）が発生する際に、在留資格の注意事項を説明する必要があるため、**必ずグローバル推進室にメール**（メールアドレス：intstu@yokohama-cu.ac.jp）で連絡してください。

【身分異動（休学、復学、退学）する際の注意事項】

① 休学する際

休学する場合、「留学」在留資格のまま日本に滞在することができません。速やかに出国するか、または日本に滞在する場合は在留資格を変更しなければなりません。入管法に違反し日本に滞在し続けると、在留資格取消しの対象となります。また、休学期間中に日本でアルバイトをすることはできません。

※休学願の提出が在籍期間最終日（前期：9月21日/後期：3月31日）を過ぎた場合や、学期途中の休学・復学等、1日でも在籍した場合は、当該学期の学費が全額発生します。

② 復学する際

休学して長期間日本を出国する場合、復学の際に、上記手続きを取る以外にも、グローバル推進室にて再入国時のビザ申請の手続きが必要になる場合があります。

復学する6か月前までに、各キャンパス事務室（八景キャンパスは教務担当）に復学願を提出してください。復学申請してから、教務担当にて復学許可証の発行までは約2か月かかります。

復学許可証が発行され次第（復学する4か月前までに）、必ず復学許可証をグローバル推進室にメールで送付し、再入国時のビザについて、問合せをしてください。

③ 退学をする際

退学する場合は「留学」の在留資格で日本に滞在し続けることはできません。「活動機関に関する届出（離脱）」を14日以内に出入国在留管理局に提出の上、速やかに出国するか、または日本に滞在する場合は在留資格を変更しなければなりません。入管法に違反し日本に滞在し続けると、在留資格取消しの対象となります。

「活動機関に関する届出」の提出方法は下記出入国在留管理局のサイトをご確認ください。

http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10_00014.html

※1期分（半年分）でも未納の学費があると退学はできません。

※学期途中で退学する場合、その学期に1日でも在籍した場合は学期の学費が全額発生します。

※出国の際には、空港にて在留カードを返却してください。

問い合わせ先：グローバル推進室
メールアドレス：intstu@yokohama-cu.ac.jp
電話番号：045-787-2049